

様 式

(様式 1)

令和 年 月 日

応 募 申 請 書

呉市長 様

申請者住所

申請者氏名

印

生年月日

電話番号

「蔵本通り屋台出店者募集要項」に基づき、次の通り応募申請書を提出します。

また、当申請を行うに際して、自ら継続的に適正な営業を行っていくことを誓約し、併せて、別添のとおり誓約書を提出します。

なお、この申請に当たって、呉市保健所長とは事前協議済です。

(様式2)

事業計画書

氏名 _____

(ア) 基本方針

- 運営予定をご記入ください。

営業日数 () 日/週

営業時間 (時 分 ~ 時 分)

- 特徴（セールスポイント）についてご記入ください。

- あなたが、蔵本通り屋台の営業者となった場合、何に重点を置きたいと考えているのかご記入ください。

(イ) 屋台製作計画

- 営業しようとしている屋台の規格とデザインなど概要が分かるように記載してください。

記載スペースが不足する場合は、用紙（様式自由）を追加してご記入ください。また、具体的なイメージを持っておられる方は、図面やイメージ図を添付してください。

- 周囲の景観との調和や清潔感のあるデザインについて、特に考えている点についてご記入ください。

(ウ) 管理運営計画

- 提供しようと考えているメニューについてご記入ください。（※提供できるメニューは、
屋
台の設備や現場で可能な調理行為などによって異なります。）

記載スペースが不足する場合は、用紙（様式自由）を追加してご記入ください。また、具体的なイメージを持っておられる方は、写真やイメージ図を添付してください。

（メニュー及び屋台の設備等については、保健所の確認が必要です。メニュー及び施設平面図に関する資料については、全て保健所の確認印を押印してもらってください。）

・メニュー及び調理方法・設備等：

保健所の確認印

○ 運営までに必要と考える資金について、どの程度必要と考えていますか。また、その資金はどのように確保されますか。

○ 営業していく上での人員体制はどの様に考えていますか。

○ その他、安定的な店舗運営について現在考えていることがあればご記入ください。

○ その他、サービス面で考えていることがあればご記入ください。

(エ) 過去の実績（経験・資格）

○ 屋台営業経験（営業内容、年数等）についてご記入ください。

- ・年 数：
- ・営業内容：

○ その他飲食業経験（営業内容、年数等）についてご記入ください。

- ・年 数：
- ・営業内容：

○ その他家庭やグループなどでの料理経験についてご記入ください

- ・年 数：
- ・営業内容：

○ その他資格、実績となる資格などあればご記入ください。

※ 食品衛生責任者資格を有しておられる方は、プレート又は食品衛生責任者養成講習会修了証の写しを、調理師免許若しくは資格を有しておられる方は、免許証、卒業証書、調理師養成課程履修証明書又は合格証書の写しを添付してください。

(オ) 周辺環境への配慮等

○ 次の項目で現在考えていることがあればご記入ください。

・ ゴミ等の衛生面の対策について

・ 駐車違反の対策について

・ 飲酒運転の対策について

○ 屋台が、地域から親しまれる存在と成り得るように、何らかの活動を考えていたらご記入ください。

○ その他、近隣居住者に対する配慮があればご記入ください。

（カ）屋台が呉の魅力であることについての考え方

○ 地元にとっての屋台，また観光資源・観光名所としての屋台など，屋台が呉の魅力であることについての考えをご記入ください。

（キ）公園内での屋台営業であることへの理解

○ 公園内での運営を念頭においたうえで，公園施設及び隣接した市道の美化活動や公園施設の健全な維持（植栽など）について，特に考えている点についてご記入ください。

- ・ 営業終了後の営業箇所周辺の清掃など

- ・ 定期的な美化活動について

- ・ 植栽などへの配慮について

- ・ その他，特に考えている点があればご記入ください。

(様式3)

令和 年 月 日

申 請 辞 退 届

呉市長 様

申請者住所

申請者氏名

印

「蔵本通り屋台出店者募集要項」に基づき、さきに申請書類等を提出しましたが、次の理由により申請を辞退しますので届け出ます。

○辞退の理由

誓 約 書

呉市長 様

住所

氏名

印

- 1 私 は、蔵本通りの屋台営業を行うに当たり、蔵本通り屋台出店者募集要項を十分理解した上で、呉市都市公園条例、蔵本通りの屋台に関する要綱（以下「要綱」という。）その他関係規程を遵守するとともに、次の事項を誓約します。
- (1) 自ら継続的に屋台営業を行い、呉市の指示があった場合には、速やかにこれに従うこと。
- (2) 私が応募に際しての提案に基づく営業・管理をしなかった場合や要綱第4条第1項の各号、第11条第1項、第14条第1項及び第2項の各号に該当した場合、屋台営業許可、目的外使用許可及び飲食店営業許可を取り消され、若しくはその条件を変更され、又は屋台営業の中止、使用許可に係る場所からの退去若しくは使用許可に係る場所及び施設の原状回復を命じられた場合において、一切異議を申し立てないこと。
- なお、私が、使用の許可を受けた場所の原状回復義務を怠った場合は、使用許可物件の所有権は既に放棄しているものと判断していただき、呉市の決定に基づき、私の負担において原状に回復していただいても構いません。このことについても、一切異議は申し立てません。
- 2 また、要綱第4条第1項の各号、第11条第1項、第14条第1項及び第2項の各号に掲げる事項の該当性について調査等をするため、呉市が、私の個人情報を警察その他の関係機関に提供し、又はこれら関係機関から私の個人情報の提供を受けることに同意します。